

門司港地域複合公共施設新築工事基本設計業務に係る  
簡易公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

- (1) 業務名 門司港地域複合公共施設新築工事基本設計業務
- (2) 業務内容 門司港地域複合公共施設の新築工事に係る基本設計業務（「門司港地域複合公共施設基本計画」を踏まえた、門司港地域複合公共施設の建築、設備及び外構に係る基本設計）
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和2年7月31日まで
- (4) 提示資料 本業務の特記仕様書（案）、門司港地域複合公共施設計画概要、附近見取図及び敷地図は、別添のとおりである。
- (5) スケジュール

選定スケジュールは以下のとおりとする。

令和元年7月 5日	公告及び説明資料の配付（本市ホームページへの掲載）
令和元年7月 5日～令和元年7月12日	説明資料配布期間
令和元年7月12日	説明書に対する質問の受付期限
令和元年7月17日	参加表明書の提出期限
令和元年7月19日	第一次審査・技術提案書提出要請
令和元年8月 6日	技術提案書の提出期限
令和元年8月20日	ヒアリングの実施
令和元年8月20日	第二次審査・技術提案書の特定
令和元年8月21日	選定結果通知
令和元年10月上旬	契 約

※スケジュールは予定であり、日付が前後する場合がある。

- (6) 委託料 本業務に関する委託料は90,894千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

2 資格要件等

ア 応募者について

参加表明書の提出期間の末日時点において、次の各号のいずれにも該当する共同企業体（代表者及び構成員の2者で構成されるものに限る。以下同じ。）であること。ただし、同日までに、共同企業体を構成できない場合は、技術提案書の提出期間の末日までに共同企業体を構成することができるものであること。

- ① 共同企業体の代表者及び構成員が、北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿（以下、「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ② 共同企業体の代表者及び構成員が、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 共同企業体の代表者及び構成員が、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ④ 共同企業体の代表者及び構成員が、門司港地域複合公共施設基本計画策定業務委託

の受託者でないこと。

- ⑤ 共同企業体の代表者が、1)、2)及び3)のいずれにも該当する者であること。
- 1) 平成16年度～平成30年度までの間に日本国内で、延べ面積9,000㎡以上の庁舎（設備を含む。）の新築、増築又は改築に係る工事の設計業務（基本設計から実施設計までの業務をいう。以下同じ。）を受託した実績（共同企業体の構成員として行ったものを除く。以下同じ。）があること。ただし、増築については、1棟当たりの増築面積が9,000㎡以上のものに限る。
  - 2) 平成16年度～平成30年度までの間に日本国内で、図書館（設備を含む。）の新築又は改築に係る工事の設計業務を受託した実績があること。
  - 3) 平成16年度～平成30年度までの間に日本国内で、延べ面積2,000㎡以上又は500席以上の文化ホール（設備を含む。）の新築、増築又は改築に係る工事の設計業務を受託した実績があること。ただし、増築については、1棟当たりの増築面積が2,000㎡以上又は500席以上のものに限る。
- ⑥ 共同企業体の代表者が、一級建築士（参加表明書の提出期間の末日時点において、雇用関係が3箇月以上経過している者に限る。以下同じ。）が10名以上所属する者であること。
- ⑦ 共同企業体のうち一社の本店又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所が北九州市内にあること。
- ⑧ 共同企業体の構成員の出資比率が、100分の10以上100分の50未満であること。
- ⑨ 共同企業体の代表者及び構成員が、この手続に参加する他の共同企業体の代表者及び構成員でないこと。
- ⑩ 共同企業体の代表者と構成員の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと。
- ・ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と同条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）の関係
  - ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係
  - ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
  - ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

#### イ 配置予定技術者について

- ① 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。
- なお、管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者及び設備主任技術者は各1名とし、他の技術者と兼ねることができないものとする。
- ・ 管理技術者：建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
  - ・ 意匠主任技術者：建築士法第2条第2項に規定する一級建築士
  - ・ 構造主任技術者：建築士法第10条の2の2第4項に規定する構造設計一級建築士
  - ・ 設備主任技術者：建築士法第10条の2の2第4項に規定する設備設計一級建築士又は建築士法施行規則第17条の18に規定する建築設備士（設備主任技術者については、電気、機械の技術者の区別は問わない）
- ② 管理技術者は、共同企業体の代表者に所属していること。

#### ウ 協力者（協力事務所）について

- ① 本業務に関する専門分野（管理技術者及び意匠主任技術者を除く）について、協

力者（協力事務所）を加えることができる。

② 協力者（協力事務所）は「ア 応募者の資格要件」の①～④各号の資格要件を満たすこととする。ただし、設備主任技術者に係る協力者（協力事務所）については③の資格要件を求めない。

③ 協力者（協力事務所）となった者は、本プロポーザルの応募者となることはできない。また、この手続に参加する他の協力者（協力事務所）となることはできない。

エ その他

① 主たる分担業務分野（平成31年1月21日国土交通省告示第98号別添一第1項第一号において示される「設計の種類」における「総合」に係る部分をいう。）は再委託できない。

### 3 担当部署

北九州市 建築都市局 建築部 建築課 建築技術支援係（担当者：下田、矢野）

住所：〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話：093-582-2576（直通）

Eメール：toshi-kenchiku@city.kitakyushu.lg.jp

### 4 審査委員会

提出された技術提案書について、「門司港地域複合公共施設新築工事基本設計業務に係る簡易公募型プロポーザル方式審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」が審査を行う。

なお、審査委員会は8人の委員から構成するものとし、委員の氏名等については、審査における公平性を確保するため非公表とするが、技術提案書の特定後は公表するものとする。

### 5 質疑及び回答

#### (1) 質疑

ア 本説明書に対する質疑がある場合、質疑書（様式6）に質疑内容を記入のうえ「3 担当部局」まで、電子メールにより提出すること。（他の方法による質疑は認めない。）

イ 受付期間は、公告の日から令和元年7月12日（金）午後5時15分まで（必着）

ウ 質疑内容は、この説明書の各項目に関するものに限るものとする。

#### (2) 回答

質疑に対する回答は、北九州市建築都市局建築部建築課のホームページで公表する。

なお、質疑に対する回答は、この説明書の追加あるいは修正とみなすものとする。また、質疑内容の全てに対して回答が示されるとは限らない。

### 6 手続及び審査

#### (1) 手続開始の公告及び説明資料の配布

ア 手続開始の公告は、令和元年7月5日（金）とする。

イ 説明資料は、令和元年7月5日（金）に掲載を始める北九州市（建築都市局建築部建築課）ホームページから入手するものとする。

#### (2) 参加表明書の提出

参加表明書は、別添「参加表明書作成要領」に基づき作成し、令和元年7月17日（水）午後5時15分までに「3 担当部署」に持参または郵送により提出すること。（郵送する

場合は、配達証明付き書留郵便とする。提出期限内に必着のこと。）

(3) 参加資格の審査（第一次審査）

- ア 参加表明書を提出した者について、参加資格の有無を審査する。
- イ 参加資格を有すると認められた者に対して、技術提案書の提出を要請する。ただし、参加表明書の提出者が多数の場合、別紙「評価項目一覧表（第一次審査用）（100点満点）」に基づき審査し、評価の高い順に原則5者を選定する。
- ウ 技術提案書の提出を要請しない者に対してはその旨を通知する。
- エ 参加表明書を提出した者が1者の場合においても、有効なものとして取り扱う。

(4) 技術提案書の提出

技術提案書提出要請を受けた者は、別添「技術提案書作成要領」に基づき技術提案書を作成し、令和元年8月6日（火）午後5時15分までに「3 担当部署」に持参または郵送により提出すること。（郵送する場合は、配達証明付き書留郵便とする。提出期限内に必着のこと。）

(5) 技術提案書の提出者へのヒアリング（第二次審査）

- ア ヒアリングの詳細については別途通知するものとする。
- イ 日程 令和元年8月20日（火）（予定）
- ウ 場所 北九州市役所本庁舎（予定）
- エ ヒアリング出席者は、参加表明書等に記載された管理技術者、意匠主任技術者を含めた5名以内とし、技術提案書の内容に精通している者とする。
- オ 説明は、提出した技術提案書のみを使用して行うものとし、追加資料の使用は認めない。ただし、技術提案書又はその一部をA1程度に拡大したパネルは可とする。
- カ 説明は、本市が準備するプロジェクター、スクリーン及びパソコンを利用して行うこともできる。その場合、使用するファイル形式は、様式9-1～様式9-5をPDF形式にしたものとし、令和元年8月6日（火）午後5時15分までに、電子媒体（CD-R等）にて提出すること。
- キ ヒアリングに要する時間は、1者あたり35分以内とする。（説明時間15分、質疑応答時間20分）
- ク ヒアリングに出席しなかった場合は、受注意思がないものとみなし、特定しない。

(6) 技術提案書の特定（第二次審査）

- ア 審査については、非公開とする。
- イ 審査委員会が技術提案書提出者へのヒアリング及び質疑を行い、別紙「評価項目一覧表（第二次審査用）（300点満点）」に基づき評価する。
- ウ 第一次審査及び第二次審査による合計の評価点数に基づき、最優秀者及び優秀者各1者を特定する。
- エ 最優秀者及び優秀者各1者に対して、特定された旨通知するものとし、他の提出者に対しては、特定されなかった旨通知する。

7 評価基準

提出資料の評価基準は以下による。（合計400点満点）

(1) 第一次審査

別紙「評価項目一覧表（第一次審査用）」による。（100点満点）

(2) 第二次審査

別紙「評価項目一覧表（第二次審査用）」による。（300点満点）

## 8 失格

次の条件の一つに該当する場合は失格となることがある。

- (1) 審査委員に直接、間接を問わず、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (3) 説明書に違反した場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (5) 提出期間の末日までに必要書類が提出されない場合
- (6) 公告及び説明資料の配布日から契約締結の日までに、資格要件を欠く事由が発生した場合
- (7) 本業務に係る見積金額が、1－(6)に掲げる委託料の上限を超過した場合
- (8) その他公平な競争の妨げとなる行為及び事実があったと市が判断した場合

## 9 契約等

- (1) 門司港地域複合公共施設新築工事基本設計業務については、市の基準により算出した金額の範囲内において、最優秀者と委託契約の交渉を行う。ただし、最優秀者に事故等があり、見積書の徴取が不可能となった場合は、優秀者を交渉の相手方とする。
- (2) 今後の整備手法については、従来方式（設計・施工分離発注方式）やDB方式（設計・施工一括発注方式）などを含め、未定である。

本業務を受託した者（協力会社を含む。）及びこれと資本関係又は人的関係にある者は、今後の従来方式による施工及びDB方式に係る入札に参加することは出来ない。

資本関係とは、①親会社と子会社の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、及び②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合をいう。

- (3) 本公告から6ヶ月の間、本市が、建築物整備に係る基本設計業務をプロポーザル方式にて発注した場合、本プロポーザルと重複して参加することはできるが、双方の業務において、いずれも最高得点者（最優秀者）となった場合でも、委託契約の締結が可能となるのは、いずれか1件とする。その場合、最高得点者（最優秀者）が退いた業務については、次点の者（優秀者）が委託契約の締結をすることが可能となる。

## 10 選定結果に関する事項

- (1) 選定結果に対する説明要求

選定結果の通知を受けた応募者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く。）以内の午前8時30分から午後5時15分までに、書面（様式任意）により、市に対して、選定結果に対する質問を求めることができる。

- (2) 受付場所等

ア 受付場所 「3 担当部署」に同じ

イ 受付時間 土曜日及び日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。上記受付期間内に必着のこと。）

- (3) 回答方法

(1) の回答は、提出期限の翌日から起算して10日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に書面により行う。

#### 1.1 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルに参加することで生じる費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 技術提案書の提出後、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (4) 参加表明書等及び技術提案書等に記載した配置予定者は、原則として変更できない。ただし、病気等による休暇、死亡、退職等、やむを得ない理由により変更する場合、同等以上の者であることについて、発注者の了解を得なければならない。
- (5) 次のいずれかに該当する参加表明書又は技術提案書は無効とする。
  - ア 提出期限、提出場所及び提出方法に適合しないもの。
  - イ 作成要領に指定する作成様式及び記入上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ウ 記入すべき事項の全部及び一部が記載されていないもの。
  - エ 記入すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
  - カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 提出された技術提案書は、返却しない。
- (7) 特定された最優秀者名及びその評価点は、特定後、一定期間北九州市建築都市局建築部建築課のホームページで公表する。最優秀者に特定されなかった他の応募者（技術提案者等の提出者）名は非公表とし、評価点のみ公表する。
- (8) 適切な技術提案が無い場合、選定・特定をしない場合がある。
- (9) 提出された技術提案書は、特定を行う作業等必要に応じて複製を作成することがある。また、技術提案書の原本及びその複製は、特定を行う作業以外に提出者に無断で使用することはない。
- (10) 参加表明書を提出後、技術提案書が特定される手続への参加を辞退する場合は、令和元年8月5日（月）までに、「3 担当部局」に様式7を提出すること。
- (11) 特定された技術提案書の提案内容が、実際の設計にそのまま採用されるものではない。